

絆

162 号



衆議院議員

桜田よしたか

日本！この国を強い国に！
～国・地域・家族を守る～



7月の参議院選挙まであと僅か！争点は憲法改正だ

自主憲法の制定で戦後レジームから日本を取り戻す！

☆今回の参議院選挙の意義について

昨年の衆議院選挙に引き続き、今年も各種の選挙が目白押しです。中でも7月末に予定されている今年の参議院選挙は、いつもの選挙と違った重要な意味を持ちます。今月号の絆では、その意味を特に憲法改正に焦点を当てて解説してみたいと思います。

☆なぜ今憲法改正なのでしょう？

自民党は、1955年（昭和30年）の結党以来、自主憲法の制定を党是（党の目標）としております。そもそも、現行の日本国憲法については、戦後間もなく1946年（昭和21年）公布、翌年施行となりましたが、この「日本国憲法」については、連合国軍最高司令部（GHQ）の強い圧力で作られた事は歴史的な事実であります。私も政治家を志した時から、「占領下で作られた憲法のままでよいのか？日本には日本人で作った憲法を持つべきだ！」と自主憲法制定の必要性を訴えてきました。昨年の衆議院総選挙の前にも、絆156号（平成24年11月号）にて「現行憲法では平成の現代には合わない。日本人による自主憲法の制定を！」と強く主張いたしました。



白洲次郎（終戦時連絡中央事務局次長）
GHQ から「容易ならざる唯一の日本人」と言われた彼は、GHQ の押し付け憲法に徹底的に抵抗した。



GHQ 民生局次長ケーディス大佐。大佐以下の少数のスタッフたちのみで今の日本国憲法の前案を作成した。



マッカーサー元帥（左）と GHQ 民生局長ホイットニー准将。占領下では GHQ の意向は無視できなかった。

現行憲法は連合軍の占領下の下、同司令部（GHQ）の示した草案を基に、その了解の範囲の中で作成されたものです。日本国の主権が制限されたなかで制定された憲法には、日本国民の自由な意思が反映されておられません。歴代の自民党総裁も、自主憲法制定を目指しながらも果たせずに現行憲法が施行されてから、今月の3日で66年が経過致します。

この間、日本を取り巻く国際情勢も大きく変化し、日本国自体も戦後の混乱から大きく飛躍してきました。一字一句も改正されていない日本国憲法は、現実とのかい離が覆い隠せなくなってきたと私は強く思います。たとえば、次にお示しする現行憲法の前文（抜粋）ですが、英語を日本語訳したせいなのか、日本語として意味の取り難い文章になっております。

憲法前文（一部）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し専従と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

私が長年疑問に思う点は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」われわれの「安全と生存を保持しよう」ということは、どんなに頭をひねっても、無理なのではなかろうか？日本人はお人よしにも過ぎるのではないか？ということです。日本を取り巻く近隣諸国には、到底「平和も愛して」「公正で信義が厚く」「日本人の安全と生存を保障」してくれそうな隣国は少ないように思われるのです。



「助けてお父さん、お母さん」北では今でも多くの被害者が助けを待っております。



北朝鮮人民軍特殊部隊:2300万人程度の人口のうち、軍人が110万人以上と、軍事力の優先度合は異常なレベルです。

私桜田義孝は、現在国会で自民党の拉致問題対策本部の副本部長をしておりますが、拉致被害者の皆様やご家族の事を思うと胸が張り裂けそうになります。現行の日本国憲法は彼ら被害者が日本国から北朝鮮へ連れ去られることを防いだでしょうか？また、彼らが北朝鮮で救いの声を上げているこの現状の中で、日本国憲法は具体的に何か手を打てるのでしょうか？

「一身の独立非ずして、一国の独立非ず」これは慶応義塾大学創始者の福沢諭吉翁の言葉ですが、国家も自分で自分自身を護ることが当然であります。日本国家自身が自国の安定と存在を他国に預けるようなナイーブ（世間知らず）な態度では、世知辛い国際社会において大変な損失を蒙ることは北朝鮮による人権侵害・主権侵害である拉致事件を見ても明らかであります。日本人が現実の国際社会の現実に「ほっかむり」することの無いよう、私もこれから益々強く御訴えしていきたいと思っております。また同時に拉致問題も断固として解決に向け努力していく所存です。

☆では、具体的に何をどう変えるの？

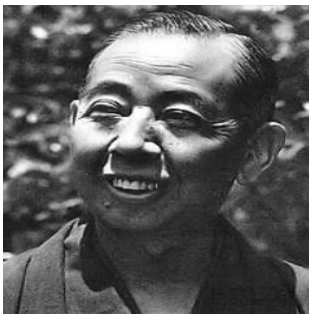
私は学校で憲法は「不磨の大典」（決して変わらないもの）と教えられた記憶があります。しかし、日本以外の世界の国々では時代の変化に合わせて憲法を改正し新しい課題に対応しております。日本でも長い間タブーとされてきた憲法改正論議ですが、ようやく法整備が進むなど環境整備が整いつつあります。具体的には憲法改正の手続きを定めた国民投票法が2010年に改正され、憲法改正原案の国会提出が可能になりました。国会でも衆参の憲法審査会が動き出すなど議論の動きが加速しております。自民党も昨年末の衆議院総選挙に合わせて「日本国憲法改正案」を世に問うております。（詳細は自民党 HP にて全文ご覧いただけます）

今年7月の参議院選挙で自民党が勝てば、戦後初めて日本人の手による日本人の為の憲法が誕生することになることでしょう。但し、私は実務上の実現可能性を担保する観点から、安倍総裁が主張するのと同様にまずは現行憲法96条の「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」が必要とされる憲法改正要件を総議員の2分の1以上に改正することを主張しております。

また、憲法9条の改正は当然のこととして、先に述べた憲法前文の改正、国旗・国歌の規定、日本人の古来からの美風である家族の絆をもう一度取り戻すための家族の尊重、環境保全の責務、財政健全化、新しい概念である環境権やプライバシーの権利なども盛り込んでおります。さらに、私が強く主張しているのが「緊急事態条項」の新設です。2011年の東日本大震災を始めとして、我が国はいつ何時、地震・台風・噴火などの自然災害が起きても不思議ではありません。そのため、外部武力攻撃、地震等による大規模自然災害等の法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることを規定しております。

☆私は逃げません！

巷ではよく「憲法問題は地味だ」「特に票にもならないよ」などと言われます。しかし、私たち自民党は日本の明日の為、日本を強い国にして、国民の生命・財産を守る為に断固とした覚悟で行動致します。そのための序章として、昨年9月に安倍晋三議員が自民党総裁に返り咲きました。そして、12月には衆議院総選挙で自民党が再び多くの議席を確保することになりました。今我々は日本の時代が大きく動こうとするまっただ中におります。多くの日本人が果たせずに敗れ去ってきた戦後の見果てぬ「自主憲法制定という夢」を実現する一歩手前まで来ました。私はこのまま夢のままでは終わらせるつもりはありません。多くの皆様と共に、今度こそ実現させるべく今年の7月の参議院選挙におきましては、皆様の多大なご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



岸信介 第56 - 57代内閣総理大臣。憲法改正が悲願であった。現内閣総理大臣安倍晋三議員の祖父。



戦後、退任後に復活した首相は吉田茂と安倍晋三総理のみ。時代が安倍総理を求めたのでしょうか。不思議な因縁を感じざるを得ません。



自民党が一丸となって日本の為に努力致します。皆様も「時代の目撃者」となって頂きます。日本は生れ変わります！

☆自民党千葉県参議院立候補予定者のご紹介！



石井準一（いしいじゅんいち）
昭和 32 年 11 月 23 日生 55 歳
現：参議院議員（1 期）
千葉県議（5 期連続当選）



豊田俊郎（とよだとしろう）
昭和 27 年 8 月 21 日生 60 歳
初挑戦：前八千代市長
（平成 15 年から 3 期連続当選）

両氏とも経験と実績豊富な立候補予定者です。自民党が自信をもって公認いたしました。千葉県はもとより、日本の為に全力で働く意志と能力があります。是非皆様の為に働かせてください！！

党員募集のお知らせ

【入党手続き】 桜田事務所までご連絡ください

【自民党員になると】2年間継続した党員は、自民党総裁選挙の有権者となります。また桜田義孝事務所より活動報告や行事案内をお送り致します。

【党員種類】 一般党員 年間 4,000 円 家族党員 年間 2,000 円

桜田義孝柏事務所

〒277-0814 柏市正連寺 374 TEL:04-7132-0881 FAX:04-7132-6456

桜田義孝国会事務所

〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-1-2 衆議院第二議員会館 1117 号室
TEL : 03-3508-7381 FAX : 03-3508-3501

ホームページ <http://www.sakurada-yoshitaka.com/>

メールアドレス web@sakurada-yoshitaka.com

Twitter (ツイッター) <http://twitter.com/ysakurada>